

2008年1月28日

「住宅・建築分野における今後の省エネルギー対策の方向性について」(案)に対する意見

(フリガナ)キコウネットワーク

団体名：特定非営利活動法人気候ネットワーク（本件は団体としての意見です）

住所：〒604-8124 京都市中京区高倉通四条上ル高倉ビル 305号

所属：気候ネットワーク（担当者・畑直之）

電話番号：075-254-1011

電子メールアドレス：tokyo@kiconet.org

(以下、意見内容)

<意見1>

該当箇所：全般

意見・理由：本案の記述は全般に抽象的であり、対象の拡大や規制の強化などの具体案・具体策を提示して、意見（パブリックコメント）募集を行うべきである。

<意見2>

該当箇所：2.住宅・建築分野における省エネルギー対策に関する今後の方向性、(1)省エネルギー性能の確保のための規制的手法の充実・強化、省エネルギー措置の届出制度の充実・強化（主にP.5の1～13行目）

意見・理由：新築住宅・建築物への省エネ規制措置（届出義務など）は、原則として100%（新築のすべて）を対象とすべきである。今回「2,000㎡未満の中小規模の住宅・建築物に対しても対象を拡大する必要がある」としたことは評価するが、十分ではない。欧州主要国（英・独・仏）などでは新築住宅・建築物への省エネ・断熱基準は100%の義務となっており、日本は遅きに失している。日本には建築基準法に基づく建築申請・確認制度があるので、これを利用すれば、手続きに関する事業者・行政双方の追加の手間とコストもほとんどかからないで済むと考えられる。またもし100%（新築のすべて）は対象としないのであれば、どこまで対象を拡大するのか具体案を示すべきである。既に意見募集期間中において300～500㎡以上に拡大するとの報道記事が出回っているが、本来この案において具体案を提示して、意見（パブリックコメント）を求めるべきではないか。

<意見3>

該当箇所：2.住宅・建築分野における省エネルギー対策に関する今後の方向性、(1)省エネルギー性能の確保のための規制的手法の充実・強化、省エネルギー措置の届出制度の充実・強化（主にP.5の13～17行目）

意見・理由：「床面積2,000㎡以上の大規模の住宅・建築物については担保措置を強化する必要がある」としたことは評価するが、具体策がない、明示すべき。届出義務がありながら省エネ基準が100%は守られていない現状が問題であり、100%遵守になるような強い措置とすべきである。

<意見4>

該当箇所：2.住宅・建築分野における省エネルギー対策に関する今後の方向性、(4)既存ストックの省エネルギー対策の促進（P.7～8）

意見・理由：「既存ストックの省エネルギー対策の促進」を掲げたことや、2008年度予算案において省エネ改修促進税制の創設がはかられたことは評価するが、これだけでは量的にはとても十分とはいえない

い。既存の住宅・建築物の省エネ改修を大々的に進めるためには、支援策の拡充に加え、例えば一定規模以上の住宅・建築物に対して省エネ改修を義務付けることなどを検討すべきである。

<意見 5>

該当箇所：2 .住宅・建築分野における省エネルギー対策に関する今後の方向性、(5)住宅・建築物の省エネルギー性能に関する評価・表示の充実 (P.8)

意見・理由：消費者への情報提供や住宅性能表示制度に加え、省エネルギー性能を不動産取引の際の物件説明書に記載すべき事項とすべきである。

以上